

本パンフレットに関するることは下記までお気軽にお問い合わせください。

宇都宮市 都市整備部 NCC 推進課 都心部まちづくり推進室

TEL : 028-632-2564

Email : u55000805@city.utsunomiya.tochigi.jp



宇都宮の街ナカを
一緒にワクワクする
空間に



HELLO, NEW CITY.

新しいまちの暮らし
スーパースマートシティ
うつのみや 始動

住めば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA



宇都宮の街ナカをつくりたい・使いたい人たちへ

宮の街ナカエキサイト

みんなで取り組む都心部まちづくりガイド

宇都宮の街ナカを
一緒にワクワクする
空間に

目指す都心部まちづくりの姿



詳細は「都心部まちづくりビジョン」を参照ください

LRTを基軸とした公共交通と一体となった魅力ある都心部を形成するため、居心地が良く、歩いて楽しいウォーカブルな空間に変えていく官民協働のまちづくりを推進しています。

●人の滞在、まちのにぎわい

公共的な空間を活用したオープンカフェ等、人が滞在・交流できる、にぎわいあふれる空間を形成します。



●物流活動の効率化

共同荷さばき場の創出等により人や交通の影響がなく、効率的に物流活動が行える環境を整備します。



●人と多様な交通の共存 (人 / 自転車 / 車・公共交通)

街ナカの空間をかしこく使い分け、歩く人と街ナカを回遊する様々な交通が共存できる空間を形成します。



●多様な活動に使える

壁面後退やオープンスペースの創出等により、歩きや飲食、休憩等に使える空間を形成します。



●良好な街ナカ景観の形成

敷地等の緑化や地域資源を生かした景観形成等により宇都宮らしさが感じられる街並みを形成します。



エリアの価値向上に資する建物性能の向上



■「宮の街ナカ エキ サイト」とは

目指す都心部まちづくりの実現に向け、官民協働でワクワクする空間にする「宮の街ナカ X サイト」を始動します。

「宮の街ナカ X サイト」は、事業費の補助や容積率の緩和等、様々な場面で使える支援メニューをご用意し、街ナカにお住いの方や来訪される方、進出・立地、建物の更新などを検討されている事業者等を後押しする取組です。ぜひご活用ください。



■質の高い 魅力ある都市空間の形成を誘導

P11-12

【概要】

人を中心のウォーカブルなまちづくりを一層推進するとともに、質の高い魅力ある都市空間を形成していくため、官民が連携・協働して取組む都心部の望ましい状態の実現に向けた誘導に取組みます。

【制度】

景観形成の手引きの活用・景観出前講座・景観アドバイザーの派遣

■駐車場の量や配置の適正化

P9-10

【概要】

人を中心のウォーカブルな空間の形成に向け、街ナカへの過度な自動車の流入抑制や、街ナカのにぎわい・魅力の向上につながる民有地の有効活用を促進するため、駐車場の量や配置の適正化を進めます。

【内容】

- 条例の改正 →公共交通利用促進に資する取組を行う
事業者に対する附置義務駐車台数の緩和
- 敷地外での附置（隔地）の確保

【制度】

- ・宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

■ウォーカブルな空間の形成に取り組む民間開発を誘導

P5-8

【概要】

ウォーカブルな空間を官民協働で創り上げていくため、ゆとりある歩行空間の確保や多様なまちの機能導入など、まちづくりに貢献する民間開発への支援を行います。

STEP1

土地や建物の上手な活用の仕方を検討したい方への支援
→市職員による助言やまちづくりの専門家の派遣
【制度】出前講座、まちなか整備アドバイザー整備事業

STEP2

事業を実施する方への支援
●容積率緩和
【制度】高度利用地区・総合設計制度
●事業費補助
【制度】優良建築物等整備事業・市街地再開発事業

■居住や店舗、オフィス等の誘致

P13-14

【概要】

都心部の目指す街ナカの形成を促進するため、医療や教育・福祉などの「都市の機能」や、飲食・物販などの「まちの機能」の導入に向けた支援を行います。

【制度】

- ・都市機能誘導施設立地促進補助事業
- ・オフィス企業立地支援補助金
- ・サービス付き高齢者向け住宅整備促進事業補助金

※各段階に応じて必要な制度をご活用ください。
また、各制度を組み合わせた支援も可能です。

■ 優良建築物等整備事業／市街地再開発事業

土地の共同化や都市機能等の高度化を図り、空地を確保しながら耐火建築物を整備することや、道路等の公共施設の整備を行うことにより、安全で快適な都市環境を創出することを目的に、本市独自の公共に貢献する要件を満たす優良な開発に対して、開発に係る費用の補助を行います。

対象区域



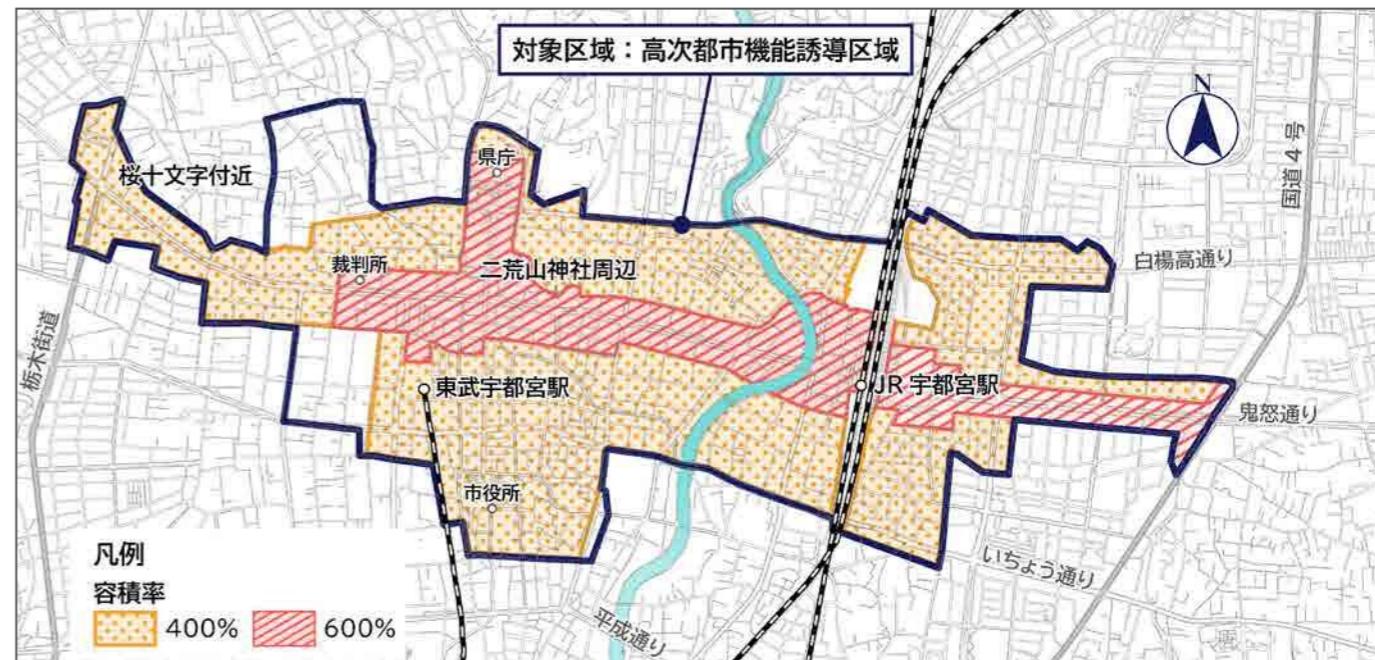
支援内容と要件

制度名	市街地再開発事業	優良建築物等整備事業
支援の内容	事業費	事業費
補助対象	・建物除却費 ・共同施設整備費 ・補償費 ・調査設計費 等	・建物除却費 ・共同施設整備費 等
補助額	各補助対象の2/3 等 (国1/3, 市1/3) 上限：総事業費の1/2	各補助対象の2/3 等 (国1/3, 市1/3) 上限：総事業費の1/3
要件	・壁面後退などの「公共貢献メニュー」に取り組むこと (P7-8 参照) ・地区計画などの「まちづくりのルールづくり」に取り組むこと ・国の制度要綱に適合すること 等	
その他	再開発プランナー等の専門家を派遣するなど、事業化に向けた検討も支援	
各制度の詳細		

■ 高度利用地区／総合設計制度

ウォーカブルな空間を官民協働で創り上げていくため、ゆとりある歩行空間の確保や多様なまちの機能導入等の要件を満たす建物の容積率を緩和し、土地の合理的かつ健全な高度利用と、オープンスペースや緑化などの都市機能の更新を図ることを目的としています。

対象区域



支援内容と要件

制度名	高度利用地区	総合設計制度（都心部タイプ）
支援の内容	容積率緩和	容積率緩和
対象区域	高次都市機能誘導区域	
地区の規模	原則 5,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上 (用途地域により異なる)
容積率の最高限度	指定容積率の 1.5 倍又は +300% の いすれか小さい数値 (容積率緩和のイメージ) 指定容積率600%の地区⇒最大900%に! 指定容積率400%の地区⇒最大600%に!	指定容積率の 1.5 倍又は +200% の いすれか小さい数値 (容積率緩和のイメージ) 指定容積率600%の地区⇒最大800%に! 指定容積率400%の地区⇒最大600%に!
要件	・建蔽率の低減 ・敷地等の緑化 ・壁面の位置の制限 ・環境負荷の低減 ・広場等有効な空地 ・防災施設等の整備 ・文化機能等の導入	・国の許可準則に適合すること ・壁面後退などの「公共貢献メニュー」に 取り組むこと (P7-8 参照) ・地区計画や建築協定等の 「まちづくりのルールづくり」の策定に 努めること 等
各制度の詳細		

制度紹介① ウォーカブルな空間の形成に取り組む民間開発を誘導

公共貢献メニュー例



居住や店舗、オフィス等の誘致に向けた支援制度

詳細は P13-14 を参照

- 都市機能誘導施設立地促進補助事業
- オフィス企業立地支援補助金
- サービス付き高齢者向け住宅整備促進事業補助金
- フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金
- マイホーム取得支援事業補助金
- 都市機能誘導施設浸水対策促進補助事業



■ 駐車場附置義務

都心部において街路空間を多様な交通が移動する空間や人が滞在する空間などに、かしこく使い分け、「人中心のウォーカブルな空間の形成」に向けて、街ナカへの過度な自動車の流入抑制や、街ナカのにぎわい・魅力の向上につながる民有地の有効活用を促進するため、駐車場の量や配置の適正化の取組を推進しています。

附置基準の見直しの対象範囲



附置基準の見直しの内容

条例改正の概要

ア 附置義務台数の緩和【令和5年4月1日から運用】

過度な自動車の流入抑制や民有地の有効活用を図るため、附置義務台数を緩和

【150 m² / 台 → 300 m² / 台】

●公共交通利用促進に資する取組を行う事業者に対し、附置義務台数をさらに緩和

イ 敷地外での附置（隔地）の要件の見直し【令和5年10月1日からの運用】

歩きや自転車、バスなどに乗り換え、街ナカを回遊する起点として、自動車で郊外からアクセスしやすい都心環状線周辺に、隔地による附置義務駐車場の誘導を図るため、駐車場の隔地距離や承認条件を見直し

	改正前	改正後
距離	敷地からおおむね 200m 以内	都心環状線区域内で隔地可能 (大通り周辺の一部の区域を除く)
承認条件	建築物の構造又は敷地の状態により 市長がやむを得ないと認める場合	有効な土地利用に資するものとして 市長が認める場合

附置基準の見直し効果のイメージ

附置義務駐車場を設けていた空間を、広場や店舗の拡大に、有効に活用できます。



附置基準に関する取組

●公共交通利用促進に資する取組

対象用途	取組内容	緩和率
特定用途 及び 非特定用途	公共交通利用促進 PR (パンフレットの配布など) 【必須】	—
	従業者のエコ通勤の実施	5%
	施設利用者の公共交通利用への割引サービス又は運賃補助	10%
	端末交通との結節機能整備	10%
	その他公共交通の利用促進に資する措置として事業者に提案を求めるもの	5%

取組の項目は自由に選択できます。(緩和率の上限は30%)

建築物の用途の分類については以下の通りです。

特定用途：店舗、事務所、ホテル など

非特定用途：マンション、学校、学習塾 など

●隔地制度の活用と一体となった取組

隔地の制度を活用していただく場合、隔地先の駐車場から、施設等へのアクセス性を確保する取組も一体的にご検討ください。(シェアモビリティポートの設置等)

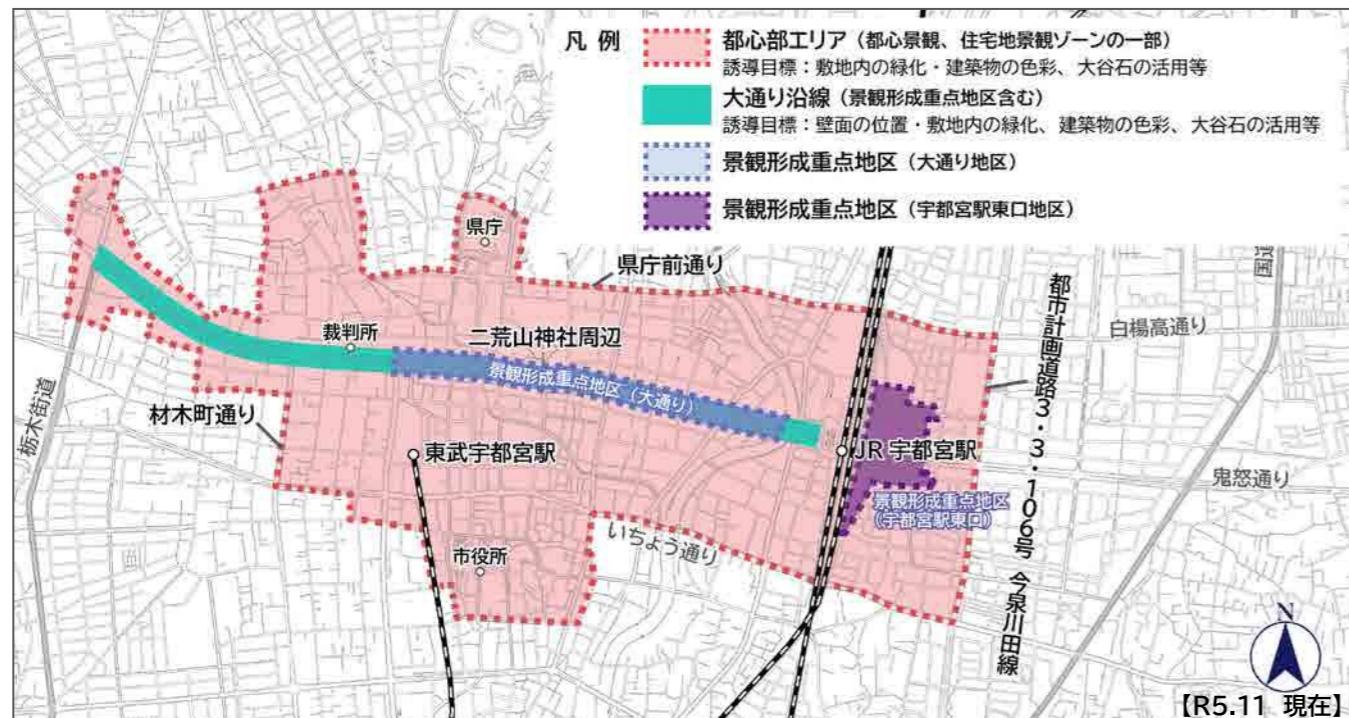


■ 景観形成の手引き

NCCの形成に向け、人と多様な交通が共存する魅力ある将来像の実現を目指し、人中心のウォーカブルなまちづくりを一層推進するとともに、質の高い魅力ある都市空間を形成していくため、都心部において官民が連携・協働して良好な景観形成に取組む指針として「景観形成の手引き」をとりまとめています。

都心部において、建築物等を設計する際の手引きとしてご活用ください！

対象区域



都心部の望ましい状態の実現に向けた誘導目標

都心部の望ましい状況が実現され、質の高い都市景観へ積極的に誘導するため、景観計画等の基準を明確化した誘導目標を設定します。

なお、公共貢献メニューの景観配慮と連携した誘導目標としています。

望ましい状態	誘導目標	対象
①ゆとりある空間の形成	・壁面後退の距離の明確化（数値化） → 高さ4m以下の部分は2m以上	大通り沿線
②身近に緑が感じられる空間の形成	・敷地内の緑化面積の明確化（数値化） → 敷地面積の10%以上	都心部エリア全体
③宇都宮らしさが感じられる街並みの形成	・色彩景観ガイドラインへの誘導 ・景観形成重点地区の基準への誘導 ・建築物等への大谷石等の使用の促進 → 現行基準等を活用した誘導	都心部エリア全体
④建物の低層階が街路から施設を利用する人の姿や商品が見える構造	・建物の低層階の開放的デザインへの誘導 ・商店街や住宅地など地域の特性に合わせた照明の誘導 → 現行基準等を活用した誘導	都心部エリア全体

都心部における目指す空間イメージ

人中心のウォーカブルな街力を形成し、将来にわたりゆとりある空間や身近に緑を感じられる空間など、質の高い都市空間の形成。

③宇都宮らしさが感じられる街並みの形成

- ・景観形成重点地区の基準への適合
- ・建築物等への大谷石等の使用

④低層階が街路から施設を利用する人の姿や商品が見える構造

- ・建物の低層階の開放的デザインへの誘導
- ・地域の特性に合わせた照明の設置



①ゆとりある空間の形成

- ・壁面後退の距離を高さ 4m以下の部分は2m以上確保

②身近に緑が感じられる空間の形成

- ・敷地内の緑化面積を敷地面積の 10%以上確保

景観づくりの支援制度

魅力ある都心部の景観の創出には、地域の個性を活かした、市民協働による景観づくりが重要です。本市では、そのような地域の景観づくりを支援するため、景観出前講座や景観アドバイザー派遣等を行っています。

●制度と内容

制 度	内 容
景観出前講座	市民・事業者のみなさんと一緒に協力して美しい景観づくりを進めるために、職員が講師となってお話しします
景観アドバイザー派遣	景観に関する各分野の専門家から市が選任したアドバイザーを派遣し、地域の景観づくりに対する具体的な助言等を行います

都心部の目指す街ナ力の形成を促進するため、医療や教育・福祉などの「都市の機能」や、飲食・物販などの「まちの機能」の導入に向けた支援を行っています。

都市機能誘導施設立地促進補助事業

対象	対象施設を新築もしくは増築、改築、大規模改修、取得または改修、賃借し、自ら施設を運営してサービス提供を行う事業者
補助内容	施設整備費・賃借料・改修費の 10% 【上限額：施設整備費 1 億円（中心部は 3 億円）、改修費 3,300 万円（中心部は 1 億円）、賃借料 500 万円 / 年（中心部は 1,500 万円 / 年）】

オフィス企業立地支援補助金

対象	以下全ての条件を満たす法人（※シェアオフィス等の場合は、②③は不要） ①新・増設するオフィスでの常用雇用者数が下記のいずれかに該当する法人 (オフィスを単独で立地する場合：6名以上 ※シェアオフィス等の場合は 3名以上、オフィスを工場等と併設して立地する場合：21名以上) ②新・増設したオフィスで市内の新規従業員等を1名以上雇用 ③新・増設したオフィスで事務職の女性の割合が2割以上 ④財務の健全性が確保されていること ⑤指定の業種に該当すること
補助内容	雇用補助 新規従業員一人当たり 正規雇用：10万円 非正規雇用：5万円 【上限額：2,000万円】※新卒者・女性の雇用に対して上乗せあり 改修費補助 1/10 以内【上限額：100万円】 賃借料補助 基本区域：1/3 以内、重点区域・ICT 集積区域：1/2 以内 【上限額：3年間で250万円（ICT 集積区域は3年間で600万円）】 通信回線料補助 ICT 集積区域：1/2 以内【上限額：3年間で250万円】 税額補助 重点区域及び ICT 集積区域：1/2 以内【上限額：3年間で100万円】 シェアオフィス等使用料補助 1/2 以内【上限額：3年間で90万円】（市外企業のみ）

サービス付き高齢者向け住宅整備促進事業補助金

対象	対象区域内にサービス付き高齢者向け住宅を新築または既存建物 (現在サービス付き高齢者向け住宅であるものは除く) をサービス付き 高齢者向け住宅に改修する事業者等
補助内容	・居住部分 1 m ² あたり1万円 ・高次都市機能誘導区域に限り1戸あたり20万円加算 【上限額：国の補助金とあわせて建築費の1/10】

フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金

対象	駅周辺等の民間賃貸住宅に新たに転入する若年夫婦等の世帯
補助内容	市外在住者：ポイント加算方式により算出した額（上限 12 万円） 市内在住者：ポイント加算方式により算出した額（上限 6 万円）

マイホーム取得支援事業補助金

対象	駅周辺等に新たに家を新築や購入する世帯
補助内容	世帯員の中に市外からの転入者がいる場合： (上限 85 万円+子ども一人につき 5 万円加算) 世帯員のいずれもが市内在住者である場合： (上限 50 万円+子ども一人につき 5 万円加算)

都市機能誘導施設浸水対策促進補助事業

対象	都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点のうち、浸水ハザード エリア内において、誘導施設を運営して事業を行う事業者
補助内容	浸水対策費用の 1/3 (上限額：止水板・防水扉の設置 100 万円、排水ポンプの設置 100 万円、電気設備等の移設・嵩上げ 500 万円)

その他支援

対象	商店街組織、商店街の集合組織等
補助内容	店舗賃料の 1/2 (上限額：10 万円 / 月) 改装費の 1/2 (上限額：50 万円 / 回) 事業費の 1/2 (上限額：10 万円 / 月)

家庭向け脱炭素化促進補助金

対象	自ら居住する市内の住宅に下記システムを設置する者及び 自ら所有する車両を購入する者
補助内容	①太陽光発電システム → 補助額：1 万円 / kW (上限額：8 万円) ②ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) → 補助額：20 万円 (居住誘導区域等) ③定置型蓄電池 → 補助額：2 万円 / kW (上限額：20 万円) ④エネファーム → 補助額：2 万円 ⑤給電性能を備えた EV → 補助額：20 万円

空き家・空き地 活用バンク



立地適正化計画に基づく 税制措置

(国が出した税制措置（土地等を譲渡した場合、固定資産税等）の特例)

